

目 次

教育委員会規則

- 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
告示
- 教育職員免許状の失効について…………… 1

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第8号）

- 趣旨
北海道小樽水産高等学校及び北海道函館水産高等学校の専攻科の入学資格を改正するため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容
専攻科である北海道小樽水産高等学校漁業科及び北海道函館水産高等学校機関科の入学資格のうち、高等学校在学中に取得した海技資格に関する単位数を15単位以上とすることとした（第13条の2関係）。
- 施行期日
この教育委員会規則は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に当該学科に入学（編入学を含む。）をする者に係る就学から適用することとした。

教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。
平成30年9月25日

北海道教育委員会教育長 佐藤嘉大

北海道教育委員会規則第8号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第13条の2の表北海道小樽水産高等学校の部漁業科の項中「18単位」を「15単位」に改め、同表北海道函館水産高等学校の部中「18単位」を「15単位」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に北海道小樽水産高等学校漁業科及び北海道函館水産高等学校機関科に入学（編入学を含む。）をする者に係る就学から適用する。

告 示

北海道教育委員会告示第47号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

平成30年9月25日

北海道教育委員会教育長 佐藤嘉大

氏 名	山崎智史	本籍地	北海道
免許状の種類（教科等）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状（数 学）	平11中1第18371号	平成11年3月31日	

中学校教諭専修免許状 (数 学)	平13中専第23号	平成13年4月1日	東京都教育委員会	
高等学校教諭1種免許状 (数 学)	平11高1第19190号	平成11年3月31日		
高等学校教諭専修免許状 (数 学)	平13高専第42号	平成13年4月1日		
特別支援学校教諭2種免許状 (知的障害者)	平28特支2第573号	平成29年3月30日	北海道教育委員会	
失効の年月日	平成30年7月25日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号該当			
氏名	須田 創	本籍地	北海道	
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
小学校教諭1種免許状	平14小一種第0384号	平成15年3月15日	北海道教育委員会	
中学校教諭1種免許状 (国 語)	平14中一種第0491号			
失効の年月日	平成30年8月29日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号該当			